

熊本市上下水道局工事検査要綱

制定	平成21年	4月	1日	上下水道事業管理者決裁
改正	平成22年	9月	1日	上下水道局総務部長決裁
	平成24年	4月	1日	計画調整課長決裁
	平成26年	4月	1日	計画調整課長決裁
	令和元年	12月	24日	上下水道事業管理者決裁
	令和6年	4月	1日	計画調整課長決裁

熊本市上下水道局の工事検査については、熊本市工事検査規程（昭和63年1月6日建設局長決裁）の規定を準用する。この場合において、同規程本則中「検査室長」とあるのは「技術監理室長又は工事検査主幹（その本務が総務局契約監理部技術管理課検査室長の職にあるもの）」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、同規程第8条第1号中「総務局契約監理部技術管理課検査室」とあるのは「計画整備部計画調整課技術監理室」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
（熊本市水道局工事検査要綱の廃止）
- 2 熊本市水道局工事検査要綱（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。